

令和6年12月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和 6年12月16日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 1時58分

場所 第3委員会室

出席委員 関根信明委員長
高橋稔裕副委員長
栄寛美委員、長峰秀和委員、美田宗亮委員、飯塚俊彦委員、新井一徳委員、
中屋敷慎一委員、町田皇介委員、萩原一寿委員、平松大佑委員、
城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
三須康男総務部長、三橋亨人財政策局長、若松孝治税務局長、
高橋厚夫契約局長、高窪剛輔参事兼人事課長、瀧澤剛職員健康支援課長、
後藤安史文書課長、渡邊和貴学事課長、岩崎正史税務課長、
多胡一茂個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、福田和有統計課長、
関根健総務事務センター所長、中野純子行政監察幹、金子喜一入札課副課長、
植竹眞生入札審査課長、笠原英之県営競技事務所長

鯨井素子秘書課長

森元二消防課副課長

高橋英樹河川砂防課副課長

唐橋竜一人事委員会事務局長、
西村憲一人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、瀧澤幸子任用審査課長

[県民生活部関係]
島田繁県民生活部長、大熊聡県民スポーツ文化局長、
檜山志のぶ県民共生局長、田辺勝広県民広聴課長、関根良和広報課長、
鈴木淳子共助社会づくり課長、今川知浩人権・男女共同参画課長、
鶴澤浩美人権・男女共同参画課共生推進幹、川崎賢一郎文化振興課長、
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、高野正規スポーツ振興課長、
岸幹夫スポーツ推進課スポーツ施設整備推進幹、田中康博消費生活課長、
大久保忠弘防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第 1 2 1 号	令和 6 年度埼玉県一般会計補正予算（第 3 号）のうち総務部関係	原案可決
第 1 2 2 号	令和 6 年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 1 2 8 号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決
第 1 3 5 号	工事請負契約の締結について（埼玉県防災行政無線設備県庁統制局監視制御設備等再整備工事）	原案可決
第 1 3 6 号	工事請負契約の締結について（河川改修（国補）工事（飯盛川排水機場増設部ポンプ設備製作・設置工））	原案可決
第 1 3 9 号	指定管理者の指定について（埼玉会館）	原案可決
第 1 5 5 号	令和 6 年度埼玉県一般会計補正予算（第 4 号）のうち県民生活部関係	原案可決
第 1 5 6 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 1 5 8 号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結 果
議請第 5 号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	不採択
議請第 6 号	再審法の改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書提出を求める請願	不採択
議請第 7 号	国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願書	継続審査
議請第 8 号	国に対し「消費税率を 5 %に引き下げる意見書」の提出を求める請願書	不採択

報告事項

1 総務部関係

大宮公園陸上競技場兼双輪場のあり方について

2 県民生活部関係

スポーツ科学拠点施設整備運営事業について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

長峰委員

- 1 122号議案に関して、当初予算の見積りが適切であったのかどうか。
- 2 予算の増額補正に伴い、県の収益がどのくらい増えたのか。
- 3 135号議案について、聞いた話によると、全国的に新システムに移行しているということではあるが、この新システムになることによって、どのような効果があるのかを御説明いただきたい。
- 4 第136号議案に関して、入札の結果1者しか応札がなかったが、競争性の確保について、どのように考えているのか。また、あわせて、応札しなかった理由等について聞いていれば、その理由をお聞かせいただければと思う。

県営競技事務所長

- 1 令和6年度当初予算については、これまでの売上げ実績に加えて、直近の売上げの伸び率等を総合的に勘案して積算したところである。しかしながら、今年度、インターネットによる売上げが想定以上に増え、当初の売上げ見込みを上回ったことから、今回増額補正をお願いするものである。今後については、これまでの動向や経済情勢等を踏まえて、しっかり精査して見積もっていきたいというふうに考えている。
- 2 今回約54億円の売上げの増加の補正をさせていただいたが、その増加に伴い、県の収益は5,208万円の増額を見込んでいるところである。

消防課副課長

- 3 効果について、大きく三つあり、一つ目は通信の安定性が向上するということである。現行システムでは、大雨のときに、通信が途切れるなど通信障害が発生することがあるが、新システムはこれが大きく改善される。二つ目は、高画質な映像の受信が可能になるということである。現行システムでは、映像がアナログテレビ並みであるが、新システムでは地上デジタル並みの高画質となり、災害現場の映像をより鮮明に確認することができるようになる。三つ目は災害現場に持ち運びする可搬型の通信設備があるが、これが大幅に軽量化、小型化されることで、災害現場の搬入が容易となり、速やかに通信を開始できるという効果がある。

河川砂防課副課長

- 4 今回の入札については、入札参加条件、入札の要件として、口径800ミリ以上のポンプの新設又は更新の実績を求めている。事前に、この条件であれば20者以上の企業が確保、参加できることを確認している。結果的に応札は1者であったものの、入札参加の申請は2者からあったことから、競争性は確保されたものと考えている。また、辞退をした、応札をしなかった理由であるが、辞退をした企業も含めて、応札のなかった複数の企業に聞き取り調査を行なった。その結果、今回の工事に関しては、社内で技術者の確保が難しいなどの意見が挙げられている。

栄委員

- 1 第121号議案、令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）について、施工時期

を平準化するために債務負担行為を設定するということであるが、今回、債務負担行為を設定する工事の具体的な内容について、お聞かせいただきたい。

- 2 発注者としての効果という記載もある。特にその中で、入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保というものがあるが、入札不調を抑制する効果というのは、この施工時期を平準化することで実際に見られるのかどうか、その点について伺いをしたい。
- 3 年度当初の発注作業の集中による事務負担の回避という項目も挙げられている。実際に回避につながるのか。また、行政側としては年度をまたぐことによって、途中で担当者が変わってしまうということも起こり得るが、この影響についてはどのように考えているか、それぞれ伺いたい。
- 4 第128号議案、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、条例の改正により、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めることになるが、これによって特段県民に影響が出ないのか、これについて伺いたい。
- 5 第156号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について伺う。埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告及び報告を踏まえて、職員の給与改定を行うものである。こうした勧告をよく吟味して、公務員の皆様の給料をしっかりと引き上げることで、民間の給与にも影響していくものと考えている。その必要性を理解しつつ、今回の給与改定に関わる影響額を、確認のため伺いたい。

管財課長

- 1 今回お願いしている債務負担行為については、令和6年度内の支出を伴わない債務負担行為、いわゆるゼロ債務負担行為をお願いしているところである。対象の工事であるが、いずれも知事部局が所管する、庁舎、公の施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減、それから将来の財政負担の平準化を図ることを目的とした長期保全計画があり、令和7年度工事として位置付けられているものである。対象施設であるが、資料にある上尾地方庁舎のほか、さいたま緑の森博物館や自治人材開発センター、環境科学国際センターなど、計22施設を予定している。その具体的な内容であるが、建築改修工事については、主に屋上の防水工事や外壁の改修工事を予定している。台風や大雨の際に施設の雨漏りを予防することができるという観点から、早期に工事を発注する効果が高いものと考えている。二つ目として設備改修工事については、エレベーターの更新工事や非常用発電施設の更新工事を予定している。多くが半導体を使用しており、最近納期に時間がかかることで長期化しているという傾向があり、債務負担行為を設定させていただくことで、来年度中に確実に工事を完了させることができるようになると考えている。
- 2 国土交通省の調査によると、建設業者数、建設業者の就業者数共に、ピーク時から比較すると20%以上減少しているという数字がある。近年、働き方改革、時間外規制といったものもあり、慢性的な人手不足の状況にあるというふうに認識をしている。こういった状況下であるので、先ほども図があったが、公共工事は通常4月から工事発注を行っていくために、どうしても年度の後半にかけて工事量が増えていくというのがこれまで見られた傾向である。結果として、その工事に対応できる事業者が年度後半になると不足してくるというのが、実態としてあったかと考えている。一方で、債務負担行為を設定させていただき年度末に入札をさせていただくことで、工事の時期が前倒しされ、4月から速やかに施工することで、ほかの工事と時期をずらす効果が発生すると考えている。そのため、事業者はいわゆる閑散期に業務を受注することが可能になり、応札可能な事業者の増加といったことにつながってくると考えている。
- 3 入札契約については、工事の作業を、非常に気を張り詰めるというか、ミスが全く許

されないというところになり、内容の精査や、それから積算、民間の業者に入札に手を挙げていただくためのものである、どうしても職員はそこに対しての負担は大きいというふうに考えている。今、早期発注をしようという流れの中で、4月から5月にかけて集中的に入札公告を行っているところであるが、これを分散して年度内に入札公告ができるということになると、当然年度当初の作業の集中を回避することができるので、職員の負担軽減に結び付くというふうに考えている。それから人事異動についてであるが、通常、発注作業をする前に、特に年度当初、早期に入札をするというためには、前年度中に、一般的にはもう工事に必要な準備行為をしている。積算など、おおむねあらかじめ済ませておかないと、引き継いだ者が一から始めていると、ちょっとなかなか間に合わないというところがある。ただ、実際4月に入って担当者が変わってしまうと、ある程度でき上がった資料を基に、当然始めるわけであるが、工事の内容を自分で確認をして、どういう発注になってるのか、それに対しての積算に誤りがないか、ということ、ある程度一から確認をし直すことになるので、手戻りが発生して負担が多いというのも実情としてあろうかと考えている。一方で債務負担行為を設定させていただくと、年度内に一貫して、入札まで終えて、契約手続まで同一の担当者で行うことが可能になるので、効率的に事務が進むものというふうに考えている。

文書課長

- 4 この条例案については、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、既存の34条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど、改正前と改正後で県民の効果について変化が生じないように、用語等を改めるものである。いわゆる規定の整備を行うものである。そのため県民への影響はないものとする。

参事兼人事課長

- 5 人事委員会勧告に基づき、今回一般職の給与改定を行うことによる影響額は、約15億1,000万円である。

萩原委員

- 1 135号議案について、この中の工事概要に関して、先ほども質疑があったが、それとは別に市町村などに設置されている端末局との試験調査を行うというふうな記載があったが、これはどのような動きなのか、その詳細についてお聞きしたい。
- 2 この工事、かなり特殊な工事であるというふうに思っているが、請負金額が22億8,000万円とかなり高額であるので、その入札までの経緯についてお聞きしたい。また、落札率が98.56%とあるが、このことについてどのように捉えているのか伺う。

消防課副課長

- 1 工事概要であるが、市町村端末局の調整等の詳細というお話であるが、県庁統制局というのは今回の工事のメインであり、県庁に大きなシステムが設置されており、各市町村やライフライン事業者等に、端末局という通信を行うための機器が設置されている。その通信が両方とも新しく、今回衛星系の機器を入れ替えるものなので、うまく通信ができるかどうか、試験テストのようなものを行う。そのためには、両方とも衛星系であるので、衛星から電波を受けるためのアンテナの向きが非常に重要になってくるので、アンテナの向きを調整しながら、その受信が正しく行えるかどうか、機器がうまく接続されているかということ、調整を行っていく予定である。

- 2 今回の衛星系防災行政無線の工事については、映像系や統制局、監視制御といった様々なコンピューターの塊を1度に設置をする。パラボラアンテナについても、第二庁舎の屋上にあるが、2メートルを超えるような非常に大きなものが設置されている。こういった埼玉県の様様に合わせた、ほとんど特注のような県の仕様に合わせて機器を設置していただく。なおかつ、先ほど申し上げ端末局246か所についても調整を行っていただくということで、ボリュームも非常に大きいということもあり、金額が高額になっているところである。また、落札率が98.56%ということで高かったという理由であるが、今回、落札までに3回を要しており、3回目で落札をしたということで、これについては、積算に関しては、毎月更新される単価改定を受けて、積算時に最新の単価を採用するなど、可能な限り実勢価格の反映に努めていたところである。その上で応札者にヒアリングをしたところ、非常に規模が大きい工事であるため、機器改修や打合せなどの労務費を高く設定したというようなことを聞いているところである。

城下委員

- 1 議案第135号の工事請負契約の締結についてであるが、施工箇所の中に、県庁や市町村消防本部とあり、それ以外に通信事業者等の防災関係機関とあるが、この等というのは、具体的にどれぐらいの範囲を示しているのか、それをお示し、御説明いただきたい。それから入札の部分であるが、今回契約案件ということで出ているが、確かに人材確保、労務単価上昇ということは理解しているが、参加する事業者がなかなか増えていかないというところで、このまま推移していくのか、それとも何か、庁内で対策みたいな議論というのが始まっているのかどうなのか、この点についてお聞きしたい。
- 2 議案第156号である。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであるが、人事委員会勧告に沿って今回、引上げをするということであるが、まず、職員組合との合意はどうなっているのか、今回給与表の改定については、若年層に特に重点を置いて引き上げるということであるが、物価高騰などについては、全ての年代の職員にも大きく影響するということでは、その辺の議論はどういう議論があったのか、この点を御説明いただきたい。
- 3 議案158号である。先ほどの説明の中では、これも今回議論した結果、知事については当分の間、従来どおりだということだったが、まず1点目であるが、国においては、総理大臣含む閣僚の方々も除外になっているという中で、知事だけ、当分の間というふうに従来どおりとなった、その議論をどういうふうな議論があって今回こういう提案されているのか。それから2点目、当分の間とはどれぐらいを想定されているのか。それから、今般、物価高騰で県民生活は大変厳しい状況である。こういう中で、特別職の給与の部分を引き上げていく、これについては、例えば、先送りをするとか、そういった議論はなかったのか。

消防課副課長

- 1 通信事業者については、NTTであるとかKDDIといった通信会社である。それ以外に防災関係機関としては、自衛隊、気象台、東京電力、ガス、放送関係のNHKと、そういったところで、この防災行政無線を設置いただいている。二つ目の入札参加者を増やすための取組であるが、今回、防災行政無線という特殊な設備であるということも要因しているが、そういったことで、先ほど申し上げたとおり、予定者が18者ということで、通常の入札よりも対象が絞られているということもあるが、広げるための工夫として、工事实績の金額を下げるなど、そういったところで参加をいただけるよう工夫

した。

参事兼人事課長

- 2 職員団体との交渉については、延べ6回行った。本年の改定は、中高年層や再任用職員も含めた引上げとなっているなど、条例改正の内容について丁寧に説明するなど、誠意を持って交渉し、合意に至ったところである。
- 3 特別職の期末手当については、一般職の期末・勤勉手当の引上げや、国の特別職の改定状況等を勘案し、改定しているところであるが、今国会において、国の特別職のうち国会議員から任命された国務大臣等については、期末手当の引上げを据え置く特例が設けられたところである。こうしたことから県についても、特別職のうち知事の期末手当のみ据え置く特例を附則でつけさせていただいたところである。また、当分の間とはどのくらいというふうなことであるが、今回の提案については、参考としている国の特別職の取扱いと同様としているため、期間についても国の動向を踏まえるべきと考えているが、国の動向を踏まえて、今後判断をしていきたいというふうに考えている。最後に、物価高騰の中で特別職全体の引上げを見送る議論はなかったのかということであるが、繰り返しになるが、今回、国が政治任命職のみ特例を設けたことから、国の特別職を参考としている県についても、特別職のうち、選挙によって選ばれた知事のみ、支給割合を据え置くこととした。

城下委員

特別職の給与の引上げであるが、それぞれ国の状況に準じて、今回は提案されているというような趣旨の説明だったかと思う。しかし、今議会は県民に負担をお願いする議案などもある中で、特別職について物価高騰等への県民への影響なども鑑みて、据置きあるいは先送りするような議論もなかったという理解でよいのか。この部分をお聞きしたい。

参事兼人事課長

先ほど申し上げたとおり、国の特別職を参考に改定している中で、参考ということであるので、県としてどうあるべきかというふうなことを、総合的に勘案をした中で、このような提案に至ったところである。

城下委員

先送りするとか、そういった議論はなかったという理解でよろしいか。そこだけ確認したい。

参事兼人事課長

いろいろな状況の中では、引き上げる、引き上げないということも含めて総合的に勘案した中での提案である。

町田委員

- 1 議案122号、公営競技事業特別会計補正予算について伺う。先ほど長峰委員からも収益についての質疑があり、そのとき今回の54億の補正に対しては、利益が5,208万というお答えだったが、補正後の年度の予算でいうと、利益がどの程度になるのか、お聞かせいただきたい。それと、先ほどの説明で、この車券の売上げ収入の75%が払戻金となると、残りの25%から必要経費を除いた場合に、大体例年何%ぐらいが利益

になっていくのか、そのことについてもお聞かせいただきたい。

- 2 同じ資料の右側に、この車券売上げの推移というのがあり、今年度だと、補正後が550億ということで記載があるが、大宮双輪場と西武園競輪場の売上げの割合を教えてください。

県営競技事務所長

- 1 今年度、競輪事業の収益としては、当初予算では約4億7,700万円ほどを見込んでいたが、今回の補正を加味して、約5億2,900万円ほどを見込んでいるところである。また、おおむね売上げの0.95%、約1%ぐらいが、県の純収益となるものというふうに考えているところである。
- 2 昨年度、令和5年度の実績で申し上げますと、大宮が約35%、約200億6,000万円ほど、西武園が約65%、370億2,000万円ほどとなっているところである。

町田委員

昨年度だと、大宮が35%で西武園の方が65%ということだったが、これは例年同じようなパーセンテージで推移しているのか、その点について確認したい。

県営競技事務所長

おおむね同様の割合となっている。その理由としては、大宮双輪場よりも西武園競輪場の方が開催日数が多くなっているというのが実情である。具体的には、西武園競輪場については照明設備があり、ナイター競輪やミッドナイト競輪が開催できるが、大宮双輪場には照明設備がないため、そういったものが開催できないといったものがあり、どうしても差が出てしまっているという状況である。

平松委員

- 1 第122号議案である。先ほど長峰委員の質疑の中で、予算との乖離について今後はしっかり伸び代も見積もっていきたいという話であった。こちらの資料を拝見すると、インターネットの売上げの伸びというのがかなりポイントだというふうに思っている。令和4年、令和5年はG1レースがあった関係で伸びているのは理解するが、令和3年と令和6年の当初を比べても、かなりその辺は伸びを見積もっての話だと思う。なかなかインターネットがどれだけ伸びるのかというところを見極めていくのがポイントであるというふうに思うが、それはどのぐらい精緻にできるものか、ある意味では、当初予算のそれを見込んだ上で、こういった予算との乖離が出ているという中で、そこをどういうふうに見積もっていくのかという点について、お聞かせをいただきたい。
- 2 第135号議案であるが、先ほど萩原委員との質疑の中でもあったが、こちらの端末局である、端末局も当然更新をされなければテストもできないわけであり、この端末局の更新の契約の状況、これがどういうふうになっているのか、順調に進んでいるのかどうかについて、お聞かせいただきたい。
- 3 136号議案である。今回、2基増設をして、毎秒20m³にするという話であったが、この増設について、どのような根拠で決定をされたのかという点と、増設によって、どのようなレベルまでの災害に対応できるのかという点について、お聞かせいただきたい。

県営競技事務所長

- 1 競輪の売上げの約8割がインターネットでの投票ということになっている。こちらに

については、実際ほかの公営競技等とのいろいろバランスなども確認をさせていただき、例えば、地方競馬だと9割近くがインターネットでの投票等である。こういったことも踏まえて、今後も、競輪についても売上げが見込まれ、もう少し増加していくのではないかなというふうに考えている。ただし、経済状況等もあわせて、どうしてもいろんな要因があるので、なかなか正確に見積もるとするのは難しい状況である。こちらについては、今御指摘いただいたとおり、いろいろな要素を踏まえて、今後、精緻に積み上げていきたいと考えている。

消防課副課長

- 2 端末局の工事については、埼玉県公共事業等施行方針により、県内中小企業の受注機会の拡大を図るために、地域性を考慮して、七つの区域に分けて現在工事を進めている。現時点では、2件が契約済み、3件が現在公告中、2件は今後公告を予定しているという状況である。

河川砂防課副課長

- 3 今回、ポンプを増設する飯盛川については、越辺川との合流点付近で5年前の令和元年東日本台風の出水で大きな浸水被害が発生している。このため、飯盛川の上下流、また、合流先である越辺川との治水バランスを考慮して、合流点処理を検討することとした。その中で、新たな調節地の整備と排水機場の増設を実施することとしている。具体的には、排水機場と新たな調節地の規模、様々なものを複数の組合せ案を検討して、実現の可能性や経済性等を比較した上で、最も優れているポンプの規模等を定めている。また、今回お諮りしているポンプ2基の増設と新たな調整池の整備等により、年超過確率おおむね10分の1程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることができ、また、5年前の令和元年東日本台風と同規模の洪水が発生した場合にも、床上浸水を解消、防止することができる計画としている。

平松委員

端末局については、先ほど七つに分けて、2件がもう済んでいて、3件がやっている最中で、2件が今後やっていく、というような話というふうに理解したが、そのスケジュールというのは、第135議案自体が令和7年度末という履行期限になっているが、それと併せてスムーズに進んでいるのかどうか。また、2件済んだものというのは、もうそれはスムーズに、1回の入札で進んでいったような話なのかどうかという点について、確認させていただきたい。

消防課副課長

2件については1回目の入札で契約となっている。3件が現在公告中という話を申し上げたが、こちらについては、最初に公告をした時点で、入札をしようとした業者が、衛星系の機器のメーカーに見積もりを依頼したところ、衛星系防災行政無線で全国を一括管理している一般財団法人自治体衛星通信機構というのがあるが、こちらの施工業者が、必要な事前講習を受けてないというようなことがあり、見積りを頂けなかったということで、入札を辞退、そういったことで、この3件が一括して入札が取りやめになったという経緯がある。こちらについては、県と、この自治体衛星通信機構の方で調整を行い、入札後に講習を受講していただくということで、見積もりの発行が可能となり、現在、再度公告をしているという状況である。年度内中に全ての契約を終了して、本体工事と併せて、来年

度中に完成をして、令和8年4月から運用開始を進めていく。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

栄委員

- 1 今回埼玉会館について、指定管理者を公募とした。指定管理者を公募したにもかかわらず、応募者が埼玉県芸術文化振興財団のみであったとのことだが、競争性という観点が必要であるが、応募者を増やすためにどのような取組を行ったのか伺いたい。また、説明会の段階では多数の団体が来ていたようだが、結果として応募者が1団体にとどまったことについて、原因をどのように分析しているのか。
- 2 今回の公募を通じて、候補者の埼玉県芸術文化振興財団からは、どのような提案があり、どのような運営を期待しているのか。公の施設としての安定した経営はもちろんであるが、民間の立場での柔軟な発想によるアイデアからなる、更なる利用者へのサービス向上を図っていただくべきである。そこで、指定管理者候補者に対して期待することについてお尋ねする。

文化振興課長

- 1 公募開始に当たっては、一般財団法人指定管理者協会に対して、会員向けのホームページへの掲載を依頼するほか、指定管理者として想定される業界の関係団体に対しての周知を行ったところである。さらに、県内文化施設、文化ホール等の類似施設の指定管理を受託している事業者に対して個別に連絡をするなど、応募者を増やす取組を実施したところである。申請に先立ち、現地説明会を開催した。その場では、県として埼玉会館の管理運営に求める考え方を示すとともに、幅広く施設の特徴などを紹介することにより、興味関心を持っていただくように努めたところである。現地説明会では7者の参加があり、説明会後にも、募集要項等に対する質問が4者からあるなど、事業者の関心は高かったというふうに考えているところであるが、結果的には先ほど申し上げたとおり、応募者は1者ということであった。今回1者になった原因としては、今回初めて公募で指定管理者の選定を行ったところであるが、文化振興などの施設管理以外の業務についての提案が課題であったというような事業者が多かったというふうに考えている。
- 2 今回、指定管理者を募集するに当たり、公募により競争性を働かせることで、これまで以上に埼玉会館の認知度向上、利用者数の増加、利用者満足度の向上等が図れることを求めて、事業者を公募したところである。財団からは、親子で楽しめる参加型のダンスイベントなど、埼玉会館の建物をフル活用したオープンシアターを開催するなどの提案があり、集客、認知度向上について期待をしているところである。また、利用者からの質問や相談に24時間対応できるAIを活用したオンラインコンシェルジュなどの提案もあり、DXの活用により利用者の利便性向上についても提案があったので、その提案等について期待しているところである。

城下委員

- 1 先ほど栄委員の質疑の中で、説明会等には7者、それから質問も4者の団体からあったということであるが、先ほどの答弁だと、文化振興施設の管理以外の業務に課題があったという説明があったが、具体的にどういう課題があったのか、説明いただきたい。
- 2 初めて埼玉会館は公募の指定管理を行ったわけである。一般財団だったか、指定管理者協会、そちらで周知をしているという説明があったが、この指定管理者協会というのは、周知に当たって、何か県としてのお金を出して周知してもらうのか。ここをちょっ

と、私はこれを初めて聞いたので、なるほど、そういう形で周知しているのかと思ったので、その点について、県としての負担があるのかどうなのか、説明いただきたい。

文化振興課長

- 1 やはり、説明会に参加していただいた7者というのが、施設管理をメインに行っている会社が多かったので、文化振興、例えば、公演の関係や、そういったところの事業に対して、ちょっと課題があるというような意見があった。
- 2 指定管理者協会に対しては、会員向けのホームページに掲載を依頼したところであるが、特に何か料金が発生するということはない。そちらの持っている会員向けのホームページに載せていただけたということである。

城下委員

参加された7者は、館そのものの管理は今までも多分やっていたというふうに受け止めたが、参加された中で、文化振興に関わる業者というのは、財団だけの参加だったという理解でよいのか。

文化振興課長

文化振興に携わっているかどうかというところは、県内の文化ホールやそういったところの指定管理を行っている業者もいるので、何と言ったらよいのか、全く携わっていないかというふうに言われればそうではないと思うが、やはりどちらかというところ、施設管理が得意な業者が多かったというふうに認識している。

長峰委員

- 1 審査結果が出ているが、この審査結果において、基準点等が設けられているのかどうか。
- 2 今回の結果が432点とあるが、この採点結果について、どのように評価されているのか。

文化振興課長

- 1 県の指定管理者制度導入の手續に係る基本方針があり、こちらの中で、指定管理者として必要な最低基準点は6割以上というふうにされている。選定委員会においても、全委員の合計点600点のうち、6割である360点を最低基準点として審査を行ったところである。
- 2 審査の結果、最低基準点は超えた。それから、新たなイベントの開催やDXの活用、それから、効率的な施設管理業務が期待できるというようなところで、適切に管理運営できるというふうに判断したことから、指定管理者として選定をさせていただいたところである。

平松委員

- 1 第139号議案である。こちら選定理由に、新たなイベントの提案、体感イベント等というふうにあるが、体感イベントというものがどのようなものなのか、それがどう集客、そして認知度向上につながるのかについて、お聞かせいただきたい。
- 2 同じく選定理由であるが、予約システムは現在ストップしているが前からあるようなもの、また電子チケットも当たり前に使われているものであり、先ほど何かオンライン

コンシェルジュという話があったが、特にプラスになるようなＤＸ活用というものについて、ほかにどのような提案があったのかという点についてお聞かせいただきたい。

- 3 埼玉会館指定管理者募集要項には、埼玉会館の歴史的建築的な価値に焦点を当てた、独自性のある埼玉会館ブランディング事業を行うことというふうにある。前川國男氏が設計したモダニズム建築である埼玉会館のブランディング事業というのは、私としても、更に力を入れていくべきだというふうに思うが、その点については記載がないが、どのような提案があったのかについてお聞かせいただきたい。

文化振興課長

- 1 体感イベントであるが、芸術文化への関心を一層高めるため、鑑賞だけではなく、芸術文化を体感できるイベントとして、近藤良平芸術監督の総合演出で、親子で楽しめる参加型のダンスイベントなど、埼玉会館の建物をフル活用したオープンシアターを開催するとの提案があった。親子向けのイベントを開催することで、これまで埼玉会館を利用したことがない幅広い年代のお客様に来ていただけるのではないかと、それから、イベントへの参加をきっかけに、埼玉会館での別の公演を鑑賞していただくというようなことにもつなげていけるのではないかとというふうに考えているところである。
- 2 利用者からの質問や相談、こういったものに24時間対応できるようなオンラインコンシェルジュの導入や、そのほかデジタル決済を導入するなど、そういったようなことで、利用者の利便性向上ができるというふうに判断をしているところである。
- 3 埼玉会館の持つ歴史的、建築的な価値を発信するために、これまでも建築セミナーや建築見学ツアー、それから見どころを紹介したハンドブックの作成などを行ってきたところである。それに加えて令和8年度に、埼玉会館が、旧館の時代も含むが開館100周年を迎えるというようなことになっており、こちらを記念したような事業を展開するというような提案があった。こういったことにより、長年県民に愛されてきた埼玉会館の魅力を再発見していただいて、更なる利用の拡大につなげていきたいというふうに考えている。

中屋敷委員

139号について、審査の点数が出ているが、600点で432点、7割ちょっとというところで、その7割ちょっとというのを、まず本当に県としてどう見ているかということと、それから、2割8分程度の余白の部分があるわけである。それを埋めていく努力を求めるのかどうなのかということと、指定管理したから全部預けますよという話なのか、そうではなくて、より良くしていくためにはどうだということとは、指定管理を与える側の考え方として、そういったところは、なかなか見えないところだと思う。その7割というのが妥当な数字なのかどうかというのは私もよく分からないが、とはいえ、1者であったということを踏まえると、そういう中でどういうふうに、もう過去のノウハウというのは当然、活用してもらえははずなので、活用しなかったら、選ばれる理由もないので、まずそういった伸び代の部分を、委託する側としてどういうふうに見ているかというのはとても気になる。この数字が出るたびに私はそう思う。その部分を、どんなふうに考えているのかというのだけは教えていただきたい。

文化振興課長

一応、最低基準点の6割は超えているということであるが、やはり、委員からも御指摘があったとおり、7割、100点満点で計算すると72点というような状況である。ただ、

公募により、新たなイベントの開催やＤＸの活用など、そういったところについてはプラスで、これまでの管理運営にプラスしてやっていくというふうに期待をできるところから、指定管理者として適格であるというふうに判断をしたところである。ただ、先ほども委員からお話があったとおり、余白や伸び代の部分についてであるが、まだまだ工夫の余地はあるというふうには考えている。今後５年間、指定管理を行うに当たり、今回の提案の中身だけではなく、新たな創意工夫というのは、更に行っていただけるように、県としても求めていきたいというふうに考えているところである。

【付託議案に対する討論】

城下委員

第１５８号議案、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に反対の討論を行う。条例改正の提案理由は、一般職の期末勤勉手当の引上げや、国の動向などを総合的に勘案した結果、特別職の期末手当の年間支給割合を０．０５月分引き上げるとしている。国においては、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の第２条で、内閣総理大臣や副大臣など全ての閣僚は、当分の間、従前のとおりとするとしている。据え置く理由として林官房長官は、閣僚等の給与について、昨年の法改正時における国会審議における様々な議論を踏まえるとともに、物価上昇や賃金の動向といった経済状況等の現下の諸情勢を総合的に勘案し、国民の幅広い理解を得ることが必要という観点から、当分の間、据え置く措置を取ることにしたと会見で述べている。しかし、今回の提案は、知事の期末手当のみ、国の特別職の対応と同じく、据え置くとしている。今議会には、上下水道の値上げなど、物価高騰に苦しむ県民へ新たな負担を求める議案も提案されており、さらに、特別職の期末手当引上げは県議会議員の期末手当引上げにも連動するため、認められない。よって、本議案には反対をする。

【請願に係る意見（議請第５号）】

飯塚委員

議請第５号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願」について不採択とすべき立場から発言する。私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱により成り立っているが、本県の父母負担軽減補助は全国でも上位の水準にあり、両者の補助単価を合算すると国の標準額を上回っている。また、県内の授業料平均額まで父母負担軽減補助を行うことにより、私立学校の生徒数の確保にもつながっており、私立学校の経営の健全化や運営の一助となっている。厳しい財政状況に鑑みると、限られた財源を有効活用するためには、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に拡充することを求める本請願には賛成できない。

城下委員

請願第５号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願」に、採択を主張する。子育て世代における教育費の負担は、増加の一途である。未来を担う子どもたちが、家庭の経済事情を気にしながら学びたい学校を選択できない状況があってはならない問題である。埼玉県も、私立学校に通う年収７２０万円未満の家庭への授業料無償化を実施しているが、公立学校の世帯年収は９１０万円未満と、依然として公私間格差が存在する。県議会全会一致で可決し、本年１０月に施

行された、埼玉県こども・若者基本条例にも、教育費の負担軽減が盛り込まれており、本請願が採択されることにこそ、条例の趣旨に合致するものと考えている。子どもたちとその家族に寄り添い、「子育てするなら埼玉で」を実感できるよう、皆さんの御賛同をお願いし、本請願の採択を主張させていただく。

町田委員

議請第5号について、不採択を求める立場から意見を述べる。私学助成制度については、本県では限られた財源の中で父母負担軽減、経済的に厳しい世帯への補助を重視してきたため、確かに一人当たりの運営費補助の水準は全国最下位であるが、両補助額を合わせると全国上位の水準となる。これまでも父母負担軽減については、本県独自に段階的に補助の適用対象を拡大し、また、運営費補助についても先に述べた本県の考えの下、補助額は他都道府県と比べ低いものの、国の標準費を上回る伸び率は確保している。公私間の格差を解消すべきという考えは理解をするが、現在適用外となっている県外私学に通う家庭への補助など、ほかにも検討すべき課題もある。我々の会派も、国の教育予算を増額し、より充実した制度にすべきとの考え方ではあるが、現状、国の予算の大幅な拡充がない中で本請願の対応は難しく、よって不採択とすべきと考える。

平松委員

議請第5号であるが、不採択にすべきとの立場である。県の私学助成は、先ほど飯塚委員からもあったが、私立学校運営費補助と父母負担軽減事業補助の2本柱となっている。父母負担軽減事業補助については都道府県の中でも高い水準である一方、運営費補助は全国最下位となっている。運営費補助については、改善に向けた検討を行っていただきたいと考える。しかしながら、現在の限られた予算の中で、今すぐ全ての請願事項を実施することは困難であるため、不採択の立場である。

【請願に係る意見（議請第6号）】

美田委員

議請第6号「再審法の改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書提出を求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。冤罪は、有罪とされた方やそのご家族の人生を大きく狂わせ、時にはその命すらも奪いかねない重大な人権侵害である。再審制度は、確定した有罪判決について、これを是正し、有罪判決を受けた方を救済するための制度であるが、再審請求手続に関する詳細な規定はなく、その審理の適正さが制度的に担保されていないなどの課題があり、法改正を検討する余地があると考えている。しかし、請願理由にある再審開始決定に対する検察官の不服申立てを法律上禁止することは、違法、不当な再審開始決定があった場合に、これを是正する余地をなくしてしまうこととなる。公益の代表者である検察官の不服申立ては、再審請求権における審理、決定が適切かつ公正に行われることを担保しており、禁止することについては、当事者主義を前提とする刑事司法手続の根幹に関わるものであるため、更なる熟議を要すると考える。このため、「再審法の改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書提出」を求める本請願は、不採択とすべきである。

平松委員

議請第6号であるが、こちらについては採択すべきとの立場である。再審の制度は刑事訴訟法に規定があるが、戦後の法改正から取り残されており70年以上も改正されていな

い。さらに、再審に関する手続きの規定が法律上はほとんどないことや、検察官の不服申立てによる手続きの長期化などが指摘をされている。審理の進行は裁判官の裁量に委ねられていて、事件によっては再審請求権の段階で、長い年月がかかる。袴田巖さんの場合は、再審を求めてから再審開始が確定するまでに42年がかかった。以上のようなことから、国において早急に積極的な議論を行い、最後の救済制度にふさわしい法制度を構築する必要があると考えるので、採択すべきと考える。

城下委員

議請第6号「再審法の改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書提出を求める請願」に採択を主張する。58年間無実を訴えて元死刑囚であった袴田巖さんの再審無罪判決など、冤罪で苦しむ人々を救うための法整備を求め、日本弁護士連合会や埼玉弁護士会をはじめ、国会では冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟も発足をしている。現行の刑事訴訟法第4編では、再審手続に関する具体的な手続の規定がなく、裁判官の裁量に委ねられており、その結果、むこの救済が妨げられている。冤罪被害者の早期救済に向けて、全国434地方議会からも再審法改正への意見書が国に提出されている。これ2024年11月28日時点の数である。埼玉県議会としても、国に対し再審法改正の意見書の提出をされますよう皆様のご賛同をお願いし、本請願の採択を主張する。

【請願に係る意見（議請第7号）】

美田委員

委員長、議事進行。

議請第7号について、継続審査とすべきことを求める動議を提出する。請願の内容については、非常に重要な課題だと考えている。そのため、我が団としては、様々な対応を協議している状況であるので、継続審査とさせていただきたいと考えている。

城下委員

ただ今、美田委員の方から動議の提案があった。継続審査をしたいということであるが、請願の趣旨を尊重しての、対応のための継続審議をするという理解でよろしいか、お聞きたい。

美田委員

そのとおりである。

平松委員

様々な課題、重要な課題であると認識していて、様々な対応を協議しているというお話だったが、具体的にいうと、どのような対応を協議されているのかという点についてお聞かせいただきたい。

美田委員

以前に我々議会の方から、国に意見書を提出した負担軽減策の対応もまだ不十分であるので、今議会において、インボイスの廃止も含めた、検討を求める意見書を提出するという、団内での予定となっている。

【請願に係る意見（議請第8号）】**飯塚委員**

議請第8号について、不採択を求める立場から意見を述べさせていただく。国民が広く享受する社会保障の費用は、あらゆる世代が広く公平に分かち合うべきであると考え。消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものである。不採択とすべきと考える。

城下委員

議請第8号、国に対し消費税率を5%に引き下げる意見書の提出を求める請願書に採択の立場で意見を申し上げる。長引く物価高騰に賃上げが追い付かず、個人消費の低迷が地域経済にも大きな影響を及ぼしている。経済対策として、世界では既に115の国や地域で付加価値税、消費税の税率引下げが行われている。消費税は低所得者ほど負担割合が大変大きく、不公平な税制である。政府は、消費税は社会保障のためと言っているが、社会保障負担は増加の一途である。物価高騰で苦しんでいる県民を応援し、地域経済の活性化のためにも、皆さんの御賛同をお願いし、請願の採択を主張する。

平松委員

議請第8号に対しては、不採択にすべきという立場である。2019年10月に消費税率は10%となった。消費税の引上げ分は、全ての世代を対象とする社会保障のために使われている。消費税は特定の世代に負担が集中せず、税収が景気などの変化に左右されにくく、企業の経済活動にも中立的であることから、社会保障の安定財源となっている。引き続き社会保障のための財源は必要であることから、消費税は必要である。したがって、不採択である。